

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第32号

総社市事務分掌規則の一部を改正する規則

総社市事務分掌規則（平成17年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>（事務分掌） 第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。 総合政策部及び総務部 略 市民生活部 そうじゃ吉備路マラソン推進室～交通政策課 略 市民課 戸籍住民登録係 略 お客様サービス係 （1）～（4）略 <u>（5）指定ごみ袋，粗大ごみ処理券及び粗大ごみ収集券の交付に関する こと。</u> <u>（6）墓地管理料の収納に関すること。</u> <u>（7）狂犬病の予防注射済票の交付等に関すること。</u> <u>（8）略</u> <u>（9）略</u> <u>（10）略</u> 保健福祉部～環境水道部 略</p>	<p>（事務分掌） 第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。 総合政策部及び総務部 略 市民生活部 そうじゃ吉備路マラソン推進室～交通政策課 略 市民課 戸籍住民登録係 略 お客様サービス係 （1）～（4）略 <u>（5）略</u> <u>（6）略</u> <u>（7）略</u> 保健福祉部～環境水道部 略</p>

附 則

この規則は，平成28年8月1日から施行する。